



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 山 九 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 公 大
(コード番号 9065 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 総 務 ・ CSR 部 長 津 村 成 彦
TEL 03-3536-3939 (代表)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 108 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合及び定款一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 29 年 5 月開催予定の取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を、現在の 1,000 株から 100 株に変更致します。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更致します。

<ご参考>

平成 29 年 9 月 27 日をもって、売買単位も 100 株に変更されることとなります。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件と致します。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（東京証券取引所が望ましいとする水準）とすることで市場の流動性に寄与できるよう、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）現在の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合で併合致します。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	326,078,030 株
併合により減少する株式数	260,862,424 株
併合後の発行済株式総数	65,215,606 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
5 株未満所有株主	173 名 (1.38%)	293 株 (00.00%)
5 株以上所有株主	12,360 名 (98.62%)	326,077,737 株 (100.00%)
総株主	12,533 名 (100.00%)	326,078,030 株 (100.00%)

(注) 5 株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買い増し」を又は「単元未満株式の買い取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法の定めに基づき端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払い致します。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案（「3. 定款一部変更」を含む）が承認可決されることを条件と致します。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、上記「1. 単元株式数の変更」により単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更致します。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものと致します。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件と致します。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議	平成29年4月28日
定時株主総会決議日	平成29年6月28日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが株式売買後の振替手続きの関係で、証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数変更及び株式併合についての Q&A

Q 1. 単元株式数とは何ですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会での議決権の単位や、証券取引所での売買単位となっている株式数のことです。当社は今まで 1,000 株単位であったものを今回 100 株単位に変更致します。

Q 2. 株式併合とは何ですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない株式とすることです。今回当社は、5 株を 1 株に併合する予定です。

Q 3. 単元株式数変更と株式併合を行う理由は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、売買単位を 100 株に統一することを目指しており、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株とすることを決めました。

当社は東京証券取引所及び福岡証券取引所へ上場する企業として、この趣旨を尊重し、且つ中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（東京証券取引所が望ましいとする水準）、具体的には 5 万円～50 万円に調整するため、単元株式数変更及び株式併合を行う予定です。

Q 4. 株式併合によって株数が減少すると資産価値が下がってしまいませんか。

A 4. 株式併合を行っても、会社の資産や資本の状況は変化しません。従いまして株主様ご所有の当社株式における資産価値も変わりません。具体的には下記例示をご覧ください。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000 株	200 株	5 分の 1 に減少
株価	650 円	3,250 円	5 倍に増加
資産価値 (時価)	65 万円	65 万円	変化なし

Q 5. 所有株式と議決権はどうなりますか。

A 5. 今回の単元株式数変更と株式併合による株主様の所有株式と議決権の変化を下記にて例示致します。

	効力発生前		効力発生後		
	株式数	議決権個数	株式数	議決権個数	端数株式
例①	2,300 株	2 個	460 株	4 個	なし
例②	1,804 株	1 個	360 株	3 個	0.8 株
例③	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例④	550 株	なし	110 株	1 個	なし
例⑤	156 株	なし	31 株	なし	0.2 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

上記のとおり、1株に満たない端数株式が生じる場合がございます。(例②、⑤、⑥のような場合) この場合は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買い取りますので、端数株式が発生した株主様にはその処分代金または買取代金を、端数株式の割合に応じてお支払致します。

端数株式の処分代金または買取代金につきましては、平成 29 年 12 月下旬頃にお支払させていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合 (例⑥のような場合) は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となりますので、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い増し」または「単元未満株式の買い取り」手続きをご利用頂けますと、端数株式の処分をうけないようにすることも可能です。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 6. 受け取る配当金はどうなりますか。

A 6. 株主様が所有する当社株式は、株式併合により減少致しますが、株式併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定する予定ですので、株式併合を理由とした受取配当金総額に変化はございません。(業績変動その他要因による変化は除きます)

ただし、株式併合により生じた端数株式には配当が生じません。

具体的には下記例示をご参照下さい。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000 株	200 株	5 分の 1 に減少
1 株当たり配当金	11 円	55 円	5 倍に増加
受取配当金	11,000 円	11,000 円	変化なし

Q 7. 株主自身で必要な手続きはありますか。

A 7. 特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数変更及び株式併合に関してのお問い合わせ、並びに単元未満株式数の買い取り制度及び買い増し制度、その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

TEL 0120-232-711（通話無料）

受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9：00～17：00